

新生児聴覚検査費助成事業について

宝塚市では市民税非課税世帯・生活保護世帯の方に、新生児聴覚検査費用の一部を助成しています。

1 対象者 下記の条件をすべて満たす場合が対象となります。

- (1) 生後3か月に達するまでに新生児聴覚検査を受検した方
- (2) 本人を含む世帯が市民税非課税世帯または生活保護世帯の方
- (3) 検査当日において宝塚市に住民登録がある方
- (4) 国内で受けた医療保険が適用されない聴覚検査

2 助成金額 市民税非課税世帯の方は上限5,000円、生活保護世帯の方は全額

3 助成回数 1回のみ

4 申請方法 受検後に必要書類を添えて市立健康センターに申請してください。

- 新生児聴覚検査費助成金申請書（様式第1号）
- 世帯調書（様式第2号）
- 領収証原本および診療明細書
- 助成金振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- 検査を受けたことが証明できる母子健康手帳の写し又は検査結果がわかるもの
- 世帯全員の所得を証明する書類（市民税・県民所得課税証明書、非課税証明書など）
※市が公簿等で課税状況を確認できる場合は省略できます。
※生活保護を受給している方は、生活保護適用証明書を提出してください。
※証明が必要となる課税年度は、受検した日より異なります。

検査を受けた日	市民税の課税年度	例
4月～6月末	前年度（前々年所得分）	検査が令和8年4月～6月→ <u>令和7年度</u> の証明
7月～3月末	今年度（前年所得分）	検査が令和8年7月～令和9年3月→ <u>令和8年度</u> の証明

5 申請場所 宝塚市立健康センター（〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号）
窓口か郵送で申請できます。

6 申請時期 誕生日から2年以内

宝塚市ホームページ

ID 1050403



【問い合わせ】宝塚市健康推進課母子保健担当

宝塚市小浜4丁目4番1号

宝塚市立健康センター

TEL：(0797) 86-0056

FAX：(0797) 83-2421